

議案第 12 号

川崎市市民館条例の一部を改正する条例

川崎市市民館条例の一部を改正する条例（案）

川崎市市民館条例（昭和47年川崎市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第11条関係）

種 別			金 額			
			午 前	午 後	夜 間	全 日
			9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時
ホ ー ル	大ホール	中原	4,140円	6,160円	10,190円	20,490円
		幸 高津 宮前 多摩 麻生	7,390円	9,850円	17,020円	34,260円
	リハーサル 室	幸 高津	560円	1,230円	1,680円	3,470円
		多摩	1,120円	2,460円	3,360円	6,940円
種 別			9時～12時	1時～5時	5時30分～ 9時	9時～9時
会 議 室	大会議室	幸 高津 宮前 多摩 麻生	3,920円	5,480円	7,050円	16,450円
	第1会議室	幸	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
		多摩 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		中原 高津 宮前	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	第2会議室	宮前	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円

		幸 中原 高津 麻生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	
		多摩	890円	1,000円	1,340円	3,230円	
	第3会議室	高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	
		幸 中原 宮前 麻生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	
		多摩	890円	1,000円	1,340円	3,230円	
	第4会議室	幸 中原 多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	
		宮前	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	
		高津 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	
	第5会議室	高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	
		中原 多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	
	第6会議室	中原 高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	
		多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	
	集会室	菅生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	
		岡上	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	
	教養室	音楽室	幸 中原	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
		第1音楽室	高津	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
		第2音楽室	高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円

和室	幸 中原 高津 宮前 多摩 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	日吉 橘	670円	780円	1,120円	2,570円
	菅生	890円	1,000円	1,340円	3,230円
料理室	幸 中原 高津 宮前 多摩 麻生	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
実習室	幸 中原 高津 宮前 多摩 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	日吉 橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円
視聴覚室	中原 高津 宮前 多摩 麻生	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
学習室	菅生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	岡上	890円	1,000円	1,340円	3,230円
第1学習室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	橘	670円	780円	1,120円	2,570円
第2学習室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	日吉 橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円

第3学習室	日吉	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円
第4学習室	日吉 橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円
茶華道室	岡上	890円	1,000円	1,340円	3,230円
体育室	中原 高津 麻生	440円	780円	1,340円	2,560円
	幸 宮前 多摩	330円	560円	1,120円	2,010円
	岡上	220円	330円	670円	1,220円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に使用許可を受けている者の当該使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

制 定 理 由

市民館の使用料の額を改定するため、この条例を制定するものである。

川崎市市民館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前					
○川崎市市民館条例 昭和47年3月28日条例第38号					○川崎市市民館条例 昭和47年3月28日条例第38号					
別表（第11条関係）					別表（第11条関係）					
種別			金額							
			午前	午後	夜間	全日				
			9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時				
ホール	大ホール	中原	4,140円	6,160円	10,190円	20,490円				
		幸高津 宮前 多摩 麻生	7,390円	9,850円	17,020円	34,260円				
		リハーサル室	幸高津	560円	1,230円	1,680円	3,470円			
			多摩	1,120円	2,460円	3,360円	6,940円			
	種別			9時～12時	1時～5時	5時30分～ 9時	9時～9時			
	会議室	大会議室	幸高津 宮前 多摩 麻生	3,920円	5,480円	7,050円	16,450円			
第1会議室 幸			2,120円	2,680円	3,470円	8,270円				

種別			金額							
			午前	午後	夜間	全日				
			9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時				
ホール	大ホール	中原	4,070円	6,050円	10,010円	20,130円				
		幸高津 宮前 多摩 麻生	7,260円	9,680円	16,720円	33,660円				
		リハーサル室	幸高津	550円	1,210円	1,650円	3,410円			
			多摩	1,100円	2,420円	3,300円	6,820円			
	種別			9時～12時	1時～5時	5時30分～ 9時	9時～9時			
	会議室	大会議室	幸高津 宮前 多摩 麻生	3,850円	5,390円	6,930円	16,170円			
第1会議室 幸			2,090円	2,640円	3,410円	8,140円				

改正後							改正前						
		多摩 麻生	<u>1,790 円</u>	<u>2,120 円</u>	<u>2,800 円</u>	<u>6,710 円</u>			多摩 麻生	<u>1,760 円</u>	<u>2,090 円</u>	<u>2,750 円</u>	<u>6,600 円</u>
		中原 高津 宮前	<u>1,230 円</u>	<u>1,790 円</u>	<u>2,240 円</u>	<u>5,260 円</u>			中原 高津 宮前	<u>1,210 円</u>	<u>1,760 円</u>	<u>2,200 円</u>	<u>5,170 円</u>
	第 2 会議室	宮前	<u>1,790 円</u>	<u>2,120 円</u>	<u>2,800 円</u>	<u>6,710 円</u>	第 2 会議室	宮前	<u>1,760 円</u>	<u>2,090 円</u>	<u>2,750 円</u>	<u>6,600 円</u>	
		幸 中原 高津 麻生	<u>1,230 円</u>	<u>1,790 円</u>	<u>2,240 円</u>	<u>5,260 円</u>		幸 中原 高津 麻生	<u>1,210 円</u>	<u>1,760 円</u>	<u>2,200 円</u>	<u>5,170 円</u>	
		多摩	<u>890 円</u>	<u>1,000 円</u>	<u>1,340 円</u>	<u>3,230 円</u>		多摩	<u>880 円</u>	<u>990 円</u>	<u>1,320 円</u>	<u>3,190 円</u>	
	第 3 会議室	高津	<u>1,790 円</u>	<u>2,120 円</u>	<u>2,800 円</u>	<u>6,710 円</u>	第 3 会議室	高津	<u>1,760 円</u>	<u>2,090 円</u>	<u>2,750 円</u>	<u>6,600 円</u>	
		幸 中原 宮前 麻生	<u>1,230 円</u>	<u>1,790 円</u>	<u>2,240 円</u>	<u>5,260 円</u>		幸 中原 宮前 麻生	<u>1,210 円</u>	<u>1,760 円</u>	<u>2,200 円</u>	<u>5,170 円</u>	
		多摩	<u>890 円</u>	<u>1,000 円</u>	<u>1,340 円</u>	<u>3,230 円</u>		多摩	<u>880 円</u>	<u>990 円</u>	<u>1,320 円</u>	<u>3,190 円</u>	
	第 4 会議室	幸 中原 多摩	<u>1,230 円</u>	<u>1,790 円</u>	<u>2,240 円</u>	<u>5,260 円</u>	第 4 会議室	幸 中原 多摩	<u>1,210 円</u>	<u>1,760 円</u>	<u>2,200 円</u>	<u>5,170 円</u>	
		宮前	<u>2,120 円</u>	<u>2,680 円</u>	<u>3,470 円</u>	<u>8,270 円</u>		宮前	<u>2,090 円</u>	<u>2,640 円</u>	<u>3,410 円</u>	<u>8,140 円</u>	
		高津 麻生	<u>1,790 円</u>	<u>2,120 円</u>	<u>2,800 円</u>	<u>6,710 円</u>		高津 麻生	<u>1,760 円</u>	<u>2,090 円</u>	<u>2,750 円</u>	<u>6,600 円</u>	
	第 5 会議室	高津	<u>1,790 円</u>	<u>2,120 円</u>	<u>2,800 円</u>	<u>6,710 円</u>	第 5 会議室	高津	<u>1,760 円</u>	<u>2,090 円</u>	<u>2,750 円</u>	<u>6,600 円</u>	
中原 多摩		<u>1,230 円</u>	<u>1,790 円</u>	<u>2,240 円</u>	<u>5,260 円</u>	中原 多摩		<u>1,210 円</u>	<u>1,760 円</u>	<u>2,200 円</u>	<u>5,170 円</u>		
第 6 会議室	中原	<u>1,790 円</u>	<u>2,120 円</u>	<u>2,800 円</u>	<u>6,710 円</u>	第 6 会議室	中原	<u>1,760 円</u>	<u>2,090 円</u>	<u>2,750 円</u>	<u>6,600 円</u>		

改正後							改正前						
教養室	集会室	高津					高津						
		多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	多摩	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円		
		菅生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	菅生	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円		
		岡上	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	岡上	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円		
	音楽室	幸 中原	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	音楽室	幸 中原	2,090円	2,640円	3,410円	8,140円	
	第1音楽室	高津	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	第1音楽室	高津	2,090円	2,640円	3,410円	8,140円	
	第2音楽室	高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	第2音楽室	高津	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円	
	和室	幸 中原 高津 宮前 多摩 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	幸 中原 高津 宮前 多摩 麻生	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円		
		日吉 橘	670円	780円	1,120円	2,570円	日吉 橘	660円	770円	1,100円	2,530円		
		菅生	890円	1,000円	1,340円	3,230円	菅生	880円	990円	1,320円	3,190円		
		料理室	幸 中原 高津 宮前 多摩 麻生	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	料理室	幸 中原 高津 宮前 多摩 麻生	2,090円	2,640円	3,410円	8,140円
	実習室	幸 中原 高津 宮前	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	実習室	幸 中原 高津 宮前	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円	

改正後							改正前						
		多摩					多摩						
		麻生					麻生						
		日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円	日吉	880円	990円	1,320円	3,190円		
		橘					橘						
	視聴覚室	中原	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	中原	2,090円	2,640円	3,410円	8,140円		
		高津					高津						
	学習室	菅生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	菅生	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円		
		岡上	890円	1,000円	1,340円	3,230円	岡上	880円	990円	1,320円	3,190円		
	第1学習室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	多摩	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円		
		日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円	日吉	880円	990円	1,320円	3,190円		
		橘	670円	780円	1,120円	2,570円	橘	660円	770円	1,100円	2,530円		
	第2学習室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	多摩	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円		
		日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円	日吉	880円	990円	1,320円	3,190円		
	第3学習室	日吉	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	日吉	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円		
橘		890円	1,000円	1,340円	3,230円	橘	880円	990円	1,320円	3,190円			
第4学習室	日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円	日吉	880円	990円	1,320円	3,190円			
	橘					橘							
茶華道室	岡上	890円	1,000円	1,340円	3,230円	茶華道室	岡上	880円	990円	1,320円	3,190円		
体育室	中原	440円	780円	1,340円	2,560円	中原	440円	770円	1,320円	2,530円			
	高津					高津							
	麻生					麻生							
	幸宮前	330円	560円	1,120円	2,010円	幸宮前	330円	550円	1,100円	1,980円			

改正後						改正前																					
	多摩						多摩																				
	岡上	220 円	330 円	670 円	1,220 円		岡上	220 円	330 円	660 円	1,210 円																
備考						備考																					
<p>1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に使用するとき、規定使用料の2割を増徴する。</p> <p>2 使用許可の時間を超えて使用する場合は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の使用時間区分における使用料の2割を増徴する。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>3 大ホールの使用について入場料を徴収する場合は、次表の入場料金の区分に従い、規定使用料に増徴の割合を乗じて得た額を増徴する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">入場料金</th> <th style="width: 50%;">増徴の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000円未満</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>1,000円以上3,000円未満</td> <td>10割</td> </tr> <tr> <td>3,000円以上</td> <td>20割</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 大ホール（高津市民館に限る。）を見本市、商品展示会その他これらに類する催物に使用する場合は、大ホールの規定使用料の9倍相当額を増徴する。この場合において、前項の規定は適用しない。</p> <p>5 その他設備の使用料については、委員会が別に定める。</p>						入場料金	増徴の割合	1,000円未満	5割	1,000円以上3,000円未満	10割	3,000円以上	20割	<p>1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に使用するとき、規定使用料の2割を増徴する。</p> <p>2 使用許可の時間を超えて使用する場合は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の使用時間区分における使用料の2割を増徴する。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>3 大ホールの使用について入場料を徴収する場合は、次表の入場料金の区分に従い、規定使用料に増徴の割合を乗じて得た額を増徴する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">入場料金</th> <th style="width: 50%;">増徴の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000円未満</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>1,000円以上3,000円未満</td> <td>10割</td> </tr> <tr> <td>3,000円以上</td> <td>20割</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 大ホール（高津市民館に限る。）を見本市、商品展示会その他これらに類する催物に使用する場合は、大ホールの規定使用料の9倍相当額を増徴する。この場合において、前項の規定は適用しない。</p> <p>5 その他設備の使用料については、委員会が別に定める。</p>						入場料金	増徴の割合	1,000円未満	5割	1,000円以上3,000円未満	10割	3,000円以上	20割
入場料金	増徴の割合																										
1,000円未満	5割																										
1,000円以上3,000円未満	10割																										
3,000円以上	20割																										
入場料金	増徴の割合																										
1,000円未満	5割																										
1,000円以上3,000円未満	10割																										
3,000円以上	20割																										

川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条
例

川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例（案）

川崎市教育文化会館条例（昭和42年川崎市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第11条関係）

種 別		金 額				
		午 前	午 後	夜 間	全 日	
		9時～12時	1時～5時	6時～ 9時30分	9時～ 9時30分	
イ ベ ン ト ホ ー ル	区画しない場合	5,370円	6,360円	8,400円	20,130円	
	区 画 す る 場 合	Aホール	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		Bホール	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		Cホール	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
会 議 室	大会議室	3,240円	4,810円	8,170円	16,220円	
	第1会議室	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	
	第2会議室	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	
	第3会議室	1,000円	1,230円	1,680円	3,910円	
	第4会議室	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	
	第5会議室	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	
	第6会議室	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	
	第7会議室	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	
	談話室	2,570円	3,580円	4,810円	10,960円	
	教 養 室	第1学習室	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
第2学習室		1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	
第3学習室		1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	

	第4学習室	1,000円	1,230円	1,680円	3,910円
	第5学習室	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	第6学習室	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	実習室	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	美術工芸室	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	茶華道教室	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	視聴覚教室	3,130円	4,140円	5,260円	12,530円
	料理教室	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
	種 別	9時～12時	1時～5時	5時30分～ 9時	9時～9時
分館	第1学習室	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	第2学習室	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	実習室	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	和室	670円	780円	1,120円	2,570円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に使用許可を受けている者の当該使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

制 定 理 由

教育文化会館の使用料の額を改定するため、この条例を制定するものである。

川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後						改正前							
○川崎市教育文化会館条例 昭和42年3月23日条例第18号 別表（第11条関係）						○川崎市教育文化会館条例 昭和42年3月23日条例第18号 別表（第11条関係）							
種別		金額				種別		金額					
		午前	午後	夜間	全日			午前	午後	夜間	全日		
		9時～12時	1時～5時	6時～9時30分	9時～9時30分			9時～12時	1時～5時	6時～9時30分	9時～9時30分		
イベント ホール	区画しない場合	5,370円	6,360円	8,400円	20,130円	イベント ホール	区画しない場合	5,280円	6,270円	8,250円	19,800円		
	区画 する 場合	Aホール	1,790円	2,120円	2,800円		6,710円	区画 する 場合	Aホール	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円
		Bホール	1,790円	2,120円	2,800円		6,710円		Bホール	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円
		Cホール	1,790円	2,120円	2,800円		6,710円		Cホール	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円
会議 室	大会議室	3,240円	4,810円	8,170円	16,220円	会議 室	大会議室	3,190円	4,730円	8,030円	15,950円		
	第1会議室	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円		第1会議室	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円		
	第2会議室	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円		第2会議室	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円		
	第3会議室	1,000円	1,230円	1,680円	3,910円		第3会議室	990円	1,210円	1,650円	3,850円		
	第4会議室	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		第4会議室	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円		
	第5会議室	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		第5会議室	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円		
	第6会議室	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		第6会議室	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円		
	第7会議室	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		第7会議室	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円		
	談話室	2,570円	3,580円	4,810円	10,960円		談話室	2,530円	3,520円	4,730円	10,780円		
教養 室	第1学習室	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	教養 室	第1学習室	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円		
	第2学習室	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円		第2学習室	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円		
	第3学習室	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円		第3学習室	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円		
	第4学習室	1,000円	1,230円	1,680円	3,910円		第4学習室	990円	1,210円	1,650円	3,850円		

改正後						改正前					
	第5学習室	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円		第5学習室	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円
	第6学習室	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円		第6学習室	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円
	実習室	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		実習室	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円
	美術工芸室	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		美術工芸室	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円
	茶華道教室	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		茶華道教室	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円
	視聴覚教室	3,130円	4,140円	5,260円	12,530円		視聴覚教室	3,080円	4,070円	5,170円	12,320円
	料理教室	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円		料理教室	2,090円	2,640円	3,410円	8,140円
	種別	9時～12時	1時～5時	5時30分～9時	9時～9時		種別	9時～12時	1時～5時	5時30分～9時	9時～9時
分館	第1学習室	890円	1,000円	1,340円	3,230円	分館	第1学習室	880円	990円	1,320円	3,190円
	第2学習室	890円	1,000円	1,340円	3,230円		第2学習室	880円	990円	1,320円	3,190円
	実習室	890円	1,000円	1,340円	3,230円		実習室	880円	990円	1,320円	3,190円
	和室	670円	780円	1,120円	2,570円		和室	660円	770円	1,100円	2,530円

備考

- 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を使用するときは、規定使用料の2割相当額を増徴する。
- 使用許可の時間を超えて使用する場合は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の使用時間区分における使用料の2割相当額を増徴する。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- イベントホールの使用について入場料を徴収する場合は、次表の入場料金の区分に従い、規定使用料に増徴の割合を乗じて得た額を徴収する。

入場料金	増徴の割合
1,000円未満	5割

備考

- 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を使用するときは、規定使用料の2割相当額を増徴する。
- 使用許可の時間を超えて使用する場合は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の使用時間区分における使用料の2割相当額を増徴する。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- イベントホールの使用について入場料を徴収する場合は、次表の入場料金の区分に従い、規定使用料に増徴の割合を乗じて得た額を徴収する。

入場料金	増徴の割合
1,000円未満	5割

改正後		改正前	
1,000円以上3,000円未満	10割	1,000円以上3,000円未満	10割
3,000円以上	20割	3,000円以上	20割

川崎市青少年の家条例の一部を改正する条例

川崎市青少年の家条例の一部を改正する条例（案）

川崎市青少年の家条例（昭和63年川崎市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表の1施設利用料（1）宿泊利用料の表中「800円」を「810円」に、「1,500円」を「1,520円」に改める。

別表の1施設利用料（2）日帰り利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

（2）日帰り利用料

種 別	金 額			
	午 前	午 後	夜 間	全 日
	9時～12時	1時30分～ 4時30分	6時～9時	9時～9時
プレーホール	5,090円	5,090円	5,090円	15,270円
研修室1	1,120円	1,120円	1,120円	3,360円
研修室2	1,120円	1,120円	1,120円	3,360円
特別研修室	2,030円	2,030円	2,030円	6,090円
談話室	1,520円	1,520円	1,520円	4,560円
音楽室	4,070円	4,070円	4,070円	12,210円
創作活動室	2,030円	2,030円	2,030円	6,090円

別表の1施設利用料（2）日帰り利用料の表備考中「5割増相当額」の次に「（10円未満の端数は、切り捨てる。）」を加える。

別表の2設備利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 設備利用料

種 別	金 額
-----	-----

	午 前	午 後	夜 間	全 日
	9時～12時	1時30分～ 4時30分	6時～9時	9時～9時
電子オルガン	3,050円	3,050円	3,050円	9,150円
ピアノ	3,050円	3,050円	3,050円	9,150円

別表の2設備利用料の表備考中「5割増相当額」の次に「(10円未満の端数は、切り捨てる。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

制 定 理 由

青少年の家の利用料金の上限額を改定するため、この条例を制定するものである。

川崎市青少年の家条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後				改正前					
○川崎市青少年の家条例 昭和63年3月29日条例第22号				○川崎市青少年の家条例 昭和63年3月29日条例第22号					
別表（第10条関係）				別表（第10条関係）					
1 施設利用料				1 施設利用料					
(1) 宿泊利用料				(1) 宿泊利用料					
区分	単位	金額		区分	単位	金額			
小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）に在学する者及び学齢に達しない者	1人1泊につき	300円		小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）に在学する者及び学齢に達しない者	1人1泊につき	300円			
中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）に在学する者	1人1泊につき	400円		中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）に在学する者	1人1泊につき	400円			
高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在学する者	1人1泊につき	810円		高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在学する者	1人1泊につき	800円			
その他の者	1人1泊につき	1,520円		その他の者	1人1泊につき	1,500円			
備考 5歳未満の者は、無料とする。				備考 5歳未満の者は、無料とする。					
(2) 日帰り利用料				(2) 日帰り利用料					
種別	金額				種別	金額			
	午前	午後	夜間	全日		午前	午後	夜間	全日
	9時～12時	1時30分～	6時～9時	9時～9時		9時～12時	1時30分～	6時～9時	9時～9時

改正後					改正前				
		4 時30分					4 時30分		
プレーホール	5,090 円	5,090 円	5,090 円	15,270 円	プレーホール	5,000 円	5,000 円	5,000 円	15,000 円
研修室 1	1,120 円	1,120 円	1,120 円	3,360 円	研修室 1	1,100 円	1,100 円	1,100 円	3,300 円
研修室 2	1,120 円	1,120 円	1,120 円	3,360 円	研修室 2	1,100 円	1,100 円	1,100 円	3,300 円
特別研修室	2,030 円	2,030 円	2,030 円	6,090 円	特別研修室	2,000 円	2,000 円	2,000 円	6,000 円
談話室	1,520 円	1,520 円	1,520 円	4,560 円	談話室	1,500 円	1,500 円	1,500 円	4,500 円
音楽室	4,070 円	4,070 円	4,070 円	12,210 円	音楽室	4,000 円	4,000 円	4,000 円	12,000 円
創作活動室	2,030 円	2,030 円	2,030 円	6,090 円	創作活動室	2,000 円	2,000 円	2,000 円	6,000 円
備考 施設を利用する団体の事務所の所在地（事務所を設置していない団体にあっては、引率責任者の住所）が川崎市以外の地域にある場合の施設利用料の額は、規定利用料の 5 割増相当額（10 円未満の端数は、切り捨てる。）とする。					備考 施設を利用する団体の事務所の所在地（事務所を設置していない団体にあっては、引率責任者の住所）が川崎市以外の地域にある場合の施設利用料の額は、規定利用料の 5 割増相当額とする。				
2 設備利用料					2 設備利用料				
種別	金額				種別	金額			
	午前 9 時～12 時	午後 1 時30分～ 4 時30分	夜間 6 時～9 時	全日 9 時～9 時		午前 9 時～12 時	午後 1 時30分～ 4 時30分	夜間 6 時～9 時	全日 9 時～9 時
電子オルガン	3,050 円	3,050 円	3,050 円	9,150 円	電子オルガン	3,000 円	3,000 円	3,000 円	9,000 円
ピアノ	3,050 円	3,050 円	3,050 円	9,150 円	ピアノ	3,000 円	3,000 円	3,000 円	9,000 円
備考 設備を利用する団体の事務所の所在地（事務所を設置していない団体にあっては、引率責任者の住所）が川崎市以外の地域にある場合の設備利用料の額は、規定利用料の 5 割増相当額（10 円未満の端数は、切り捨てる。）とする。					備考 設備を利用する団体の事務所の所在地（事務所を設置していない団体にあっては、引率責任者の住所）が川崎市以外の地域にある場合の設備利用料の額は、規定利用料の 5 割増相当額とする。				

川崎市少年自然の家条例の一部を改正する条例

川崎市少年自然の家条例の一部を改正する条例（案）

川崎市少年自然の家条例（昭和52年川崎市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中「300円」を「330円」に、「400円」を「440円」に、「800円」を「880円」に、「1,500円」を「1,650円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

制 定 理 由

少年自然の家の利用料金の上限額を改定するため、この条例を制定するものである。

川崎市少年自然の家条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																														
<p>○川崎市少年自然の家条例 昭和52年3月31日条例第16号 (利用料金)</p> <p>第13条 利用者は、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ委員会の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>4 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>別表（第13条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校に在学する者及び学齢に達しない者</td> <td>1人1泊につき</td> <td style="text-align: right;">330円</td> </tr> <tr> <td>中学校に在学する者</td> <td>1人1泊につき</td> <td style="text-align: right;">440円</td> </tr> <tr> <td>高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在学する者</td> <td>1人1泊につき</td> <td style="text-align: right;">880円</td> </tr> <tr> <td>その他の者</td> <td>1人1泊につき</td> <td style="text-align: right;">1,650円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 5歳未満の者は、無料とする。</p>	区分	単位	金額	小学校に在学する者及び学齢に達しない者	1人1泊につき	330円	中学校に在学する者	1人1泊につき	440円	高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在学する者	1人1泊につき	880円	その他の者	1人1泊につき	1,650円	<p>○川崎市少年自然の家条例 昭和52年3月31日条例第16号 (利用料金)</p> <p>第13条 利用者は、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ委員会の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>4 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>別表（第13条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校に在学する者及び学齢に達しない者</td> <td>1人1泊につき</td> <td style="text-align: right;">300円</td> </tr> <tr> <td>中学校に在学する者</td> <td>1人1泊につき</td> <td style="text-align: right;">400円</td> </tr> <tr> <td>高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在学する者</td> <td>1人1泊につき</td> <td style="text-align: right;">800円</td> </tr> <tr> <td>その他の者</td> <td>1人1泊につき</td> <td style="text-align: right;">1,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 5歳未満の者は、無料とする。</p>	区分	単位	金額	小学校に在学する者及び学齢に達しない者	1人1泊につき	300円	中学校に在学する者	1人1泊につき	400円	高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在学する者	1人1泊につき	800円	その他の者	1人1泊につき	1,500円
区分	単位	金額																													
小学校に在学する者及び学齢に達しない者	1人1泊につき	330円																													
中学校に在学する者	1人1泊につき	440円																													
高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在学する者	1人1泊につき	880円																													
その他の者	1人1泊につき	1,650円																													
区分	単位	金額																													
小学校に在学する者及び学齢に達しない者	1人1泊につき	300円																													
中学校に在学する者	1人1泊につき	400円																													
高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在学する者	1人1泊につき	800円																													
その他の者	1人1泊につき	1,500円																													

川崎市青少年科学館条例の一部を改正する条例

川崎市青少年科学館条例の一部を改正する条例（案）

川崎市青少年科学館条例（昭和46年川崎市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「1,000円」を「1,010円」に、「2,000円」を「2,030円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に模写、模造又は原板使用に係る許可を受けている者の当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。

制 定 理 由

青少年科学館の特別利用料の額を改定するため、この条例を制定するものである。

川崎市青少年科学館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
○川崎市青少年科学館条例 昭和46年3月23日条例第24号			○川崎市青少年科学館条例 昭和46年3月23日条例第24号		
別表第2（第10条関係）			別表第2（第10条関係）		
区分	単位	特別利用料	区分	単位	特別利用料
熟覧	1点1日	200円	熟覧	1点1日	200円
模写		<u>1,010円</u>	模写		<u>1,000円</u>
模造		<u>1,010円</u>	模造		<u>1,000円</u>
撮影	1点	300円	撮影	1点	300円
原板使用	1枚	<u>2,030円</u>	原板使用	1枚	<u>2,000円</u>

川崎市立日本民家園条例の一部を改正する条
例

川崎市立日本民家園条例の一部を改正する条例（案）

川崎市立日本民家園条例（昭和42年川崎市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定に基づき」を削る。

別表第1の1普通入園料の表中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第10条関係）

1 普通入園料

区 分	個 人	団 体
高校生・大学生 及び65歳以上 の者	330円	1人につき 260円
一 般	550円	1人につき 440円

別表第2中「1,000円」を「1,010円」に、「2,000円」を「2,030円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に模写、模造、拓本、撮影、実測又は原板使用に係る許可を受けている者の当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。

制 定 理 由

日本民家園の入園料及び特別利用料の額を改定し、並びに博物館法の一部が改正され、公立博物館の設置に関する事項は条例で定めることとする規定が削除されたことに伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。

川崎市立日本民家園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																										
<p>○川崎市立日本民家園条例 昭和42年3月23日条例第19号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、川崎市立日本民家園の設置並びに管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表第1 (第10条関係)</p> <p>1 普通入園料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 30%;">個人</th> <th style="width: 50%;">団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高校生・大学生及び65歳以上の者</td> <td style="text-align: center;">330円</td> <td style="text-align: center;">1人につき 260円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td style="text-align: center;">550円</td> <td style="text-align: center;">1人につき 440円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 団体とは、20人以上をいう。</p> <p>2 学齢に達しない者及び学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校その他これらに準ずる教育施設に在学する者は、無料とする。</p> <p>3 高校生・大学生とは、法第1条に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、大学及び高等専門学校、法第124条に規定する専修学校、法第134条に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学する者をいう。</p> <p>4 一般とは、前2項に規定する者及び65歳以上の者以外の者をいう。</p> <p>2 共通利用券</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">種別</th> <th style="width: 40%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100円券12枚つづり</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	個人	団体	高校生・大学生及び65歳以上の者	330円	1人につき 260円	一般	550円	1人につき 440円	種別	金額	100円券12枚つづり	1,000円	<p>○川崎市立日本民家園条例 昭和42年3月23日条例第19号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、<u>博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定に基づき</u>、川崎市立日本民家園の設置並びに管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表第1 (第10条関係)</p> <p>1 普通入園料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 30%;">個人</th> <th style="width: 50%;">団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高校生・大学生及び65歳以上の者</td> <td style="text-align: center;">300円</td> <td style="text-align: center;">1人につき 240円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td style="text-align: center;">500円</td> <td style="text-align: center;">1人につき 400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 団体とは、20人以上をいう。</p> <p>2 学齢に達しない者及び学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校その他これらに準ずる教育施設に在学する者は、無料とする。</p> <p>3 高校生・大学生とは、法第1条に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、大学及び高等専門学校、法第124条に規定する専修学校、法第134条に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学する者をいう。</p> <p>4 一般とは、前2項に規定する者及び65歳以上の者以外の者をいう。</p> <p>2 共通利用券</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">種別</th> <th style="width: 40%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100円券12枚つづり</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	個人	団体	高校生・大学生及び65歳以上の者	300円	1人につき 240円	一般	500円	1人につき 400円	種別	金額	100円券12枚つづり	1,000円
区分	個人	団体																									
高校生・大学生及び65歳以上の者	330円	1人につき 260円																									
一般	550円	1人につき 440円																									
種別	金額																										
100円券12枚つづり	1,000円																										
区分	個人	団体																									
高校生・大学生及び65歳以上の者	300円	1人につき 240円																									
一般	500円	1人につき 400円																									
種別	金額																										
100円券12枚つづり	1,000円																										

改正後		改正前																																															
100円券25枚つづり	2,000円	100円券25枚つづり	2,000円																																														
備考 共通利用券は、次に掲げる施設の入園等に利用することができる。 ただし、当該各施設への団体（20人以上をいう。）の入園等については、この限りでない。		備考 共通利用券は、次に掲げる施設の入園等に利用することができる。 ただし、当該各施設への団体（20人以上をいう。）の入園等については、この限りでない。																																															
(1) 民家園への入園 (2) 川崎市岡本太郎美術館条例（平成11年川崎市条例第25号）に規定する川崎市岡本太郎美術館の常設展又は企画展の展示会場への入場 (3) 川崎市青少年科学館条例（昭和46年川崎市条例第24号）に規定する川崎市青少年科学館のプラネタリウムの一般投影又は特別投影の観覧		(1) 民家園への入園 (2) 川崎市岡本太郎美術館条例（平成11年川崎市条例第25号）に規定する川崎市岡本太郎美術館の常設展又は企画展の展示会場への入場 (3) 川崎市青少年科学館条例（昭和46年川崎市条例第24号）に規定する川崎市青少年科学館のプラネタリウムの一般投影又は特別投影の観覧																																															
3 特別入場券 委員会は、7,000円の範囲内で定期券その他の特別入場券を発行することができる。		3 特別入場券 委員会は、7,000円の範囲内で定期券その他の特別入場券を発行することができる。																																															
別表第2（第11条関係）		別表第2（第11条関係）																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>特別利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熟覧</td> <td rowspan="4">1点1日</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>模写</td> <td><u>1,010円</u></td> </tr> <tr> <td>模造</td> <td><u>1,010円</u></td> </tr> <tr> <td>拓本</td> <td><u>1,010円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">撮影</td> <td>建造物</td> <td><u>1,010円</u></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>実測</td> <td>1件1日</td> <td><u>2,030円</u></td> </tr> <tr> <td>原板使用</td> <td>1枚</td> <td><u>2,030円</u></td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	特別利用料	熟覧	1点1日	200円	模写	<u>1,010円</u>	模造	<u>1,010円</u>	拓本	<u>1,010円</u>	撮影	建造物	<u>1,010円</u>	その他	300円	実測	1件1日	<u>2,030円</u>	原板使用	1枚	<u>2,030円</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>特別利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熟覧</td> <td rowspan="4">1点1日</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>模写</td> <td><u>1,000円</u></td> </tr> <tr> <td>模造</td> <td><u>1,000円</u></td> </tr> <tr> <td>拓本</td> <td><u>1,000円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">撮影</td> <td>建造物</td> <td><u>1,000円</u></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>実測</td> <td>1件1日</td> <td><u>2,000円</u></td> </tr> <tr> <td>原板使用</td> <td>1枚</td> <td><u>2,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	特別利用料	熟覧	1点1日	200円	模写	<u>1,000円</u>	模造	<u>1,000円</u>	拓本	<u>1,000円</u>	撮影	建造物	<u>1,000円</u>	その他	300円	実測	1件1日	<u>2,000円</u>	原板使用	1枚	<u>2,000円</u>
区分	単位	特別利用料																																															
熟覧	1点1日	200円																																															
模写		<u>1,010円</u>																																															
模造		<u>1,010円</u>																																															
拓本		<u>1,010円</u>																																															
撮影	建造物	<u>1,010円</u>																																															
	その他	300円																																															
実測	1件1日	<u>2,030円</u>																																															
原板使用	1枚	<u>2,030円</u>																																															
区分	単位	特別利用料																																															
熟覧	1点1日	200円																																															
模写		<u>1,000円</u>																																															
模造		<u>1,000円</u>																																															
拓本		<u>1,000円</u>																																															
撮影	建造物	<u>1,000円</u>																																															
	その他	300円																																															
実測	1件1日	<u>2,000円</u>																																															
原板使用	1枚	<u>2,000円</u>																																															

議案第18号

川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例の一部
を改正する条例

川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例の一部を改正する条例（案）

川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例（平成20年川崎市条例第34号）

の一部を次のように改正する。

別表の1施設利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 施設利用料

種 別	金 額			
	午 前	午 後	夜 間	全 日
	9時～12時	1時～5時	5時30分～9時	9時～9時
集会室	2,680円	3,800円	4,920円	11,400円
和室	670円	780円	1,120円	2,570円
調理室	890円	1,000円	1,340円	3,230円
実習室	670円	780円	1,120円	2,570円
第1学習室	890円	1,000円	1,340円	3,230円
第2学習室	890円	1,000円	1,340円	3,230円
第3学習室	890円	1,000円	1,340円	3,230円

別表の2設備利用料の表中「3,300円」を「3,360円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

制 定 理 由

有馬・野川生涯学習支援施設の利用料金の上限額を改定するため、この条例を制定するものである。

川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
○川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例 平成20年6月24日条例第34号					○川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例 平成20年6月24日条例第34号				
別表（第9条関係） 1 施設利用料					別表（第9条関係） 1 施設利用料				
種別	金額				種別	金額			
	午前 9時～12時	午後 1時～5時	夜間 5時30分～9時	全日 9時～9時		午前 9時～12時	午後 1時～5時	夜間 5時30分～9時	全日 9時～9時
集会室	2,680円	3,800円	4,920円	11,400円	集会室	2,640円	3,740円	4,840円	11,220円
和室	670円	780円	1,120円	2,570円	和室	660円	770円	1,100円	2,530円
調理室	890円	1,000円	1,340円	3,230円	調理室	880円	990円	1,320円	3,190円
実習室	670円	780円	1,120円	2,570円	実習室	660円	770円	1,100円	2,530円
第1学習室	890円	1,000円	1,340円	3,230円	第1学習室	880円	990円	1,320円	3,190円
第2学習室	890円	1,000円	1,340円	3,230円	第2学習室	880円	990円	1,320円	3,190円
第3学習室	890円	1,000円	1,340円	3,230円	第3学習室	880円	990円	1,320円	3,190円
備考 1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。 2 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の1時間当たりの額の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中					備考 1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。 2 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の1時間当たりの額の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中				

改正後	改正前								
<p>間時間の施設利用料は、無料とする。</p> <p>2 設備利用料</p> <table border="1" data-bbox="170 261 1066 402"> <thead> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1組、1台、1枚、1キロワットその他1単位 1回</td> <td>3,360円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 本表においては、午前・午後・夜間をそれぞれ1回として扱う。</p> <p>2 利用許可の時間を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料の1時間当たりの額の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。</p>	単位	金額	1組、1台、1枚、1キロワットその他1単位 1回	3,360円	<p>間時間の施設利用料は、無料とする。</p> <p>2 設備利用料</p> <table border="1" data-bbox="1173 261 2069 402"> <thead> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1組、1台、1枚、1キロワットその他1単位 1回</td> <td>3,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 本表においては、午前・午後・夜間をそれぞれ1回として扱う。</p> <p>2 利用許可の時間を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料の1時間当たりの額の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。</p>	単位	金額	1組、1台、1枚、1キロワットその他1単位 1回	3,300円
単位	金額								
1組、1台、1枚、1キロワットその他1単位 1回	3,360円								
単位	金額								
1組、1台、1枚、1キロワットその他1単位 1回	3,300円								